

香川県文化表彰規則をここに公布する。

平成19年12月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

## 香川県規則第97号

香川県文化表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例（平成19年香川県条例第68号）第19条の規定に基づく県における文化芸術の振興に功績のある者等の表彰（以下「香川県文化表彰」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類及び対象)

第2条 香川県文化表彰の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その対象は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 文化功労者 県における文化芸術又は学術の振興について極めて優れた功績のある者
- (2) 文化芸術選奨 県における文化芸術の振興について顕著な功績のあるもの
- (3) 文化芸術新人賞 県における文化芸術の振興に、将来、貢献することが期待される者

(表彰の決定)

第3条 香川県文化表彰を受けるものは、香川県文化芸術振興審議会の意見を聴いた上で知事が決定する。この場合において、教育委員会が所掌する事務に関係するものについては、教育委員会と協議の上、決定するものとする。

(表彰を受けることができないもの)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものについては、前条の規定にかかわらず、香川県文化表彰は、行わない。

- (1) 罰金以上の刑に処せられた者
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 文化芸術団体等であって、その代表者が前2号のいずれかに該当するもの
- (4) 前3号に掲げるものに準ずるものであって、知事が表彰をすることが適当でないとするもの

(表彰の方法)

第5条 文化功労者の表彰は、知事が表彰状に功労一時金又は記念品を添えて授与することにより行う。

2 文化芸術選奨の表彰は、知事が表彰状に記念品を添えて授与することにより行う。

3 文化芸術新人賞の表彰は、知事が表彰状に奨励一時金又は記念品を添えて授与することにより行う。

(表彰の時期)

第6条 香川県文化表彰は、毎年11月3日に行う。ただし、知事が必要と認めるときは、別に定める日に行うことができる。

(死亡した者の表彰)

第7条 第3条の規定により香川県文化表彰を受けるものとして知事が決定した者（以下「被表彰者」という。）がその表彰前に死亡したときは、その生前の日にさかのぼって表彰する。この場合において、当該被表彰者に対する表彰状等（第5条の規定により授与する表彰状及び功労一時金、奨励一時金又は記念品をいう。以下同じ。）は、その遺族に授与するものとする。

2 前項の規定による授与を受けることができる遺族の範囲は、被表彰者の死亡の当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で、被表彰者と生計を一にしていた3親等内の親族

- 3 第1項の規定による授与を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とする。
- 4 第1項の規定による授与を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、そのうち1人を総代者として、被表彰者に対する表彰状等を授与する。  
(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、香川県文化表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(香川県文化功労者表彰規則の廃止)
- 2 香川県文化功労者表彰規則(平成17年香川県規則第22号)は、廃止する。  
(香川県表彰規則の一部改正)
- 3 香川県表彰規則(昭和30年香川県規則第54号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(表彰)</p> <p>第1条 知事は、香川県名誉県民条例(昭和54年香川県条例第1号)及び文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例(平成19年香川県条例第68号)に定めるもののほか、県内における善行美績を顕彰するため、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について適当と認めるものがあるときは、表彰を行う。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(死亡した者の表彰)</p> <p>第5条 被表彰者がその表彰前に死亡した場合における表彰については、<u>香川県文化表彰規則(平成19年香川県規則第97号)第7条の規定の例による。</u></p>	<p>(表彰)</p> <p>第1条 知事は、<u>香川県文化功労者表彰条例(昭和50年香川県条例第1号)及び香川県名誉県民条例(昭和54年香川県条例第1号)</u>に定めるもののほか、県内における善行美績を顕彰するため、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について適当と認めるものがあるときは、表彰を行う。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(死亡した者の表彰)</p> <p>第5条 被表彰者がその表彰前に死亡した場合における表彰については、<u>香川県文化功労者表彰規則(平成17年香川県規則第22号)第4条の規定の例による。</u></p>